

消防の動き



2009
4
No.457

- 心肺機能停止傷病者の救命率等の状況
- 消防機関と医療機関の連携のあり方に関する答申
～消防審議会～



FDMA
住民とともに

総務省消防庁
Fire and Disaster Management Agency



消えるまで ゆっくり火の元 にらめっ子

2009年度 全国統一防火標語

高山 侑子

社団法人日本損害保険協会

社団法人 日本損害保険協会 会員会社

あいおい損保/朝日火災/アドリック損保/アニコム損保/エイチ・エス損保/SBI損保/共栄火災/ジェイアイ/スミセイ損保/セコム損害保険/セゾン自動車火災/ソニー損保/損保ジャパン/そんほ24/大同火災/東京海上自衛/トア再保険/日新火災/ニッセイ同和損保/日本興亜損保/日本地産/日立キャピタル損保/富士火災/三井住友海上/三井ダイレクト/明治安田損保

後援:  総務省消防庁
Fire and Disaster Management Agency
住宅用火災警報器を設置しましょう。

損害保険のご契約にあたっては、HPに掲載している「バイヤーズガイド」もご参照下さい。 <http://www.sonpo.or.jp>

2009年防火ポスター

※「消防の動き」は、消防庁のホームページでもご覧いただけます。

消防庁ホームページ <http://www.fdma.go.jp>

「災害に強い安全な都市づくり」 に向けて



岡山市消防局長 藤原 文法

平成21年(2009年)4月1日。岡山市は、全国18番目の政令指定都市として新たなステージに立ち、中四国の中枢拠点都市として歩み始めました。

本市は、岡山県南部に広がる肥沃な沖積平野の中央に位置し、古代から「吉備の国」として栄えてきた歴史と文化を有する県都です。その市域も、北は緑豊かな丘陵地から南は風光明媚な瀬戸内海にまで及び、温暖な瀬戸内特有の気候により、晴れの日が多く、非常に穏やかで災害の少ない都市でもあります。

さて、私ども消防局は、政令市構想における隣接4町との合併、また、隣接1町からの消防事務の受託により、現在、人口約71万人、面積約1,059平方キロメートルを管轄するまでに至っています。この拡大した市域と近年大きく消防需要の高まった市街地に対応するため、この度の政令指定都市への移行と時を合わせ、新たに1署を開署したところです。

さらに、政令市にふさわしい消防体制の確立を図るため、署所の再編とそれに伴う消防団組織の改編を行い、これにより、消防局は1局(4課1航空隊)5署13出張所1救急ステーション、職員数665人の組織となり、また、本市消防団は1団5地区17方面隊100分団、団員定数4,800人の組織となりました。

ところで、本市は、めざす都市像として、その形を「水と緑が魅せる心豊かな庭園都市」、その使命を「中四国をつなぐ総合福祉の拠点都市」と定め、その実現に向けて取り組む「都市づくりの基本方向」(7つの柱)を掲げています。消防局では、「街と田園のかたちを明確にする」という柱のもとで、「安全な都市基盤プロジェクト」に取り組んでいます。その中で、先ほどの署の新設を実現させたところですが、それでも私どもの体制はまだまだ脆弱です。

こうした中、今年、政令指定都市移行とともに、市制施行120周年という記念すべき年でもあります。新たな決意のもと、消防体制の強化を図るため、新たな署の新築移転をはじめ、指揮隊の増隊、特別高度救助隊の創設、さらに消防救急無線のデジタル化・通信指令システムの更新など重要事業を、一歩ずつ確実に進めてまいりたいと考えております。

今や、「災害は忘れないうちにやってくる」とも、「災害はいつどこで起こるか分からない」ともいわれています。このような災害状況の中にあっても、市民の皆さんには、いつまでも安全に安心して暮らしていただきたい。そのために、我々職員は一丸となり、市内各地区で組織する安全・安心ネットワークとも緊密に連携を図りながら、引き続き「災害に強い安全な都市づくり」に向けて、最大限の努力をしてまいります。



心肺機能停止傷病者の救命率等の状況

救急企画室

「ウツタイン様式」とは、心肺機能停止症例をその原因別（心臓に原因があるものかそれ以外か）に分類するとともに、心肺機能停止時点の目撃の有無、バイスタンダー（その場に居合わせた人）や救急隊員による心肺蘇生の有無やその開始時期、初期心電図の波形や除細動の有無などに応じて傷病者の経過を詳細に記録することにより、地域間・国際間での蘇生率等の統計比較を可能とする調査統計様式であり、1990年にノルウェーの「ウツタイン修道院」で開催された国際蘇生会議において提唱されたものです。

消防庁では、平成17年1月から、救急救命処置等による救命効果の客観的・医学的な把握や評価、地域間・国際間の比較・検証をより正確に行うため、消防庁救急調査オンライン処理システムにて「ウツタインデータ」の収集を行っています。これにより、平成18年9月には、平成17年（2005年）中のデータを基に様々な条件下での救急救命処置の生存率への効果の分析を行い、暫定的な結果を試行解析例として取りまとめ、また、平成19年9月には、平成17年（2005年）中のデータ及び平成18年（2006年）中の速報データを基に、結果を取りまとめました。

しかしながら、平成19年度に発足した「ウツタイン統計活用検討会」において、データのクリーニング方法や公表のあり方について、さらに検討を進めるべきであるとの指摘がなされ、消防庁では、平成20年度に「救急統計活用検討会ウツタイン統計作業部会」を設置し、引き続き、検討を実施しています。

平成20年度の検討の中で、より質の

高いウツタイン統計データを確保するために、データのクリーニングについての基本方針が示されたことを受け、平成17年（2005年）からの3か年すべてのウツタイン統計データを改めて見直し、再集計を行いました。さらに、救急救命士が行う救急救命処置の効果等について、データに基づくより適切な客観的評価を行っていくために、1か月後の生存率だけではなく、新たに、社会復帰率等を集計し、その結果を「心肺機能停止傷病者の救命率等の状況」として取りまとめましたので、ポイントを以下に紹介します。

1 心肺機能停止傷病者の1か月後生存率及び社会復帰率は年々上昇

2007年中に救急搬送された心肺機能停止傷病者搬送人員のうち、心原性[※]かつ一般市民により目撃のあった症例の1か月後生存率は、10.2%と過去3か年のうち最も高く、2005年中と比べ、約1.4倍（3.0ポイント上昇）とな

図1 心原性かつ一般市民による目撃のあった症例の1か月後生存率及び社会復帰率の推移

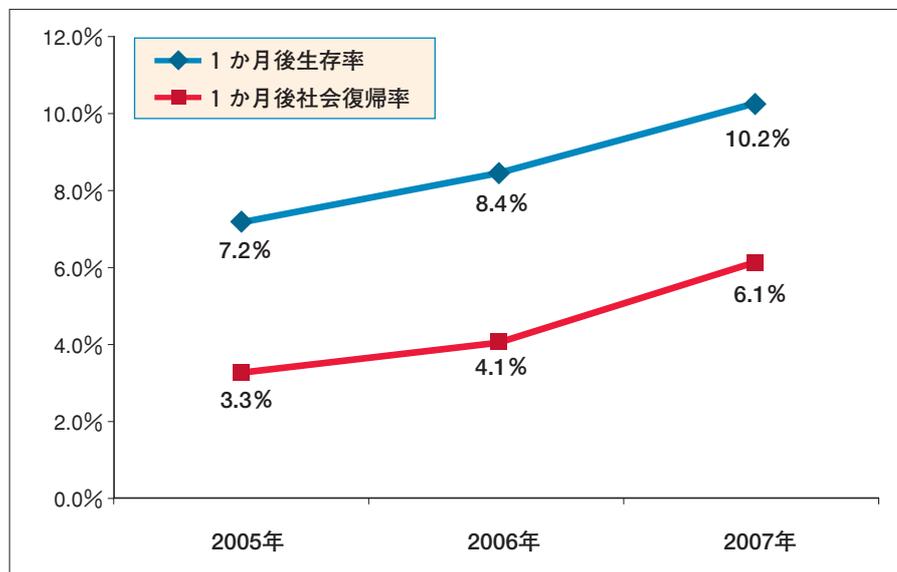
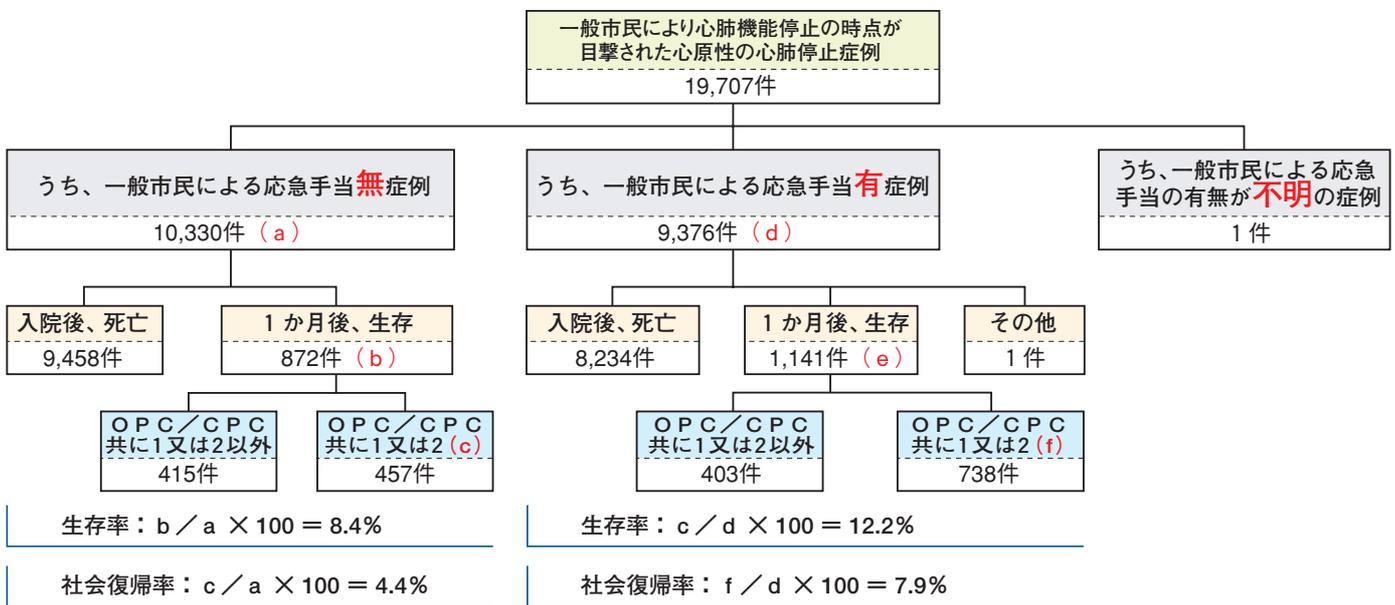




表1 一般市民による応急手当の実施の有無別（2005年～2007年）

	心原性でかつ心肺機能停止の時点が一般市民により目撃された症例										
	17,882	うち一般市民による応急処置あり	1か月後生存者数		1か月後社会復帰者数		10,547	1か月後生存者数	1か月後社会復帰者数		
			631	1か月後生存率	334	1か月後社会復帰率			651	1か月後生存率	253
2005年	17,882	7,335	631	8.6%	334	4.6%	10,547	651	6.2%	253	2.4%
2006年	18,897	8,108	819	10.1%	456	5.6%	10,789	772	7.2%	312	2.9%
2007年	19,707	9,376	1,141	12.2%	738	7.9%	10,330	872	8.4%	457	4.4%

図2 一般市民による応急手当の実施の有無別（2007年ウツタイン統計データ）



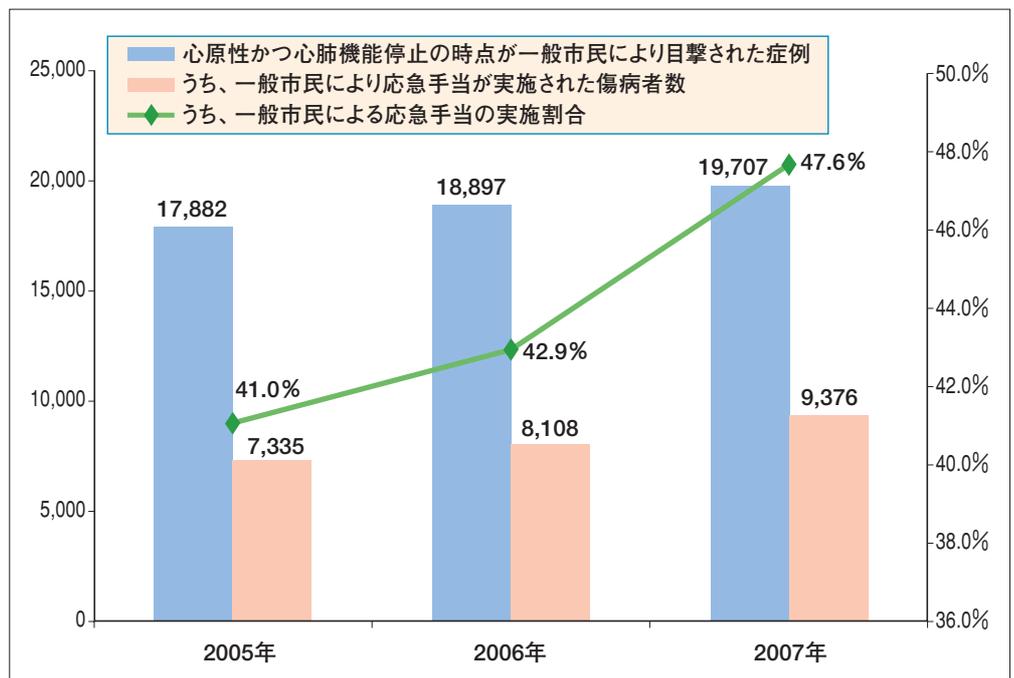
っています。また、1か月後社会復帰率についても、6.1%と過去3か年のうち最も高く、2005年中と比べ、約1.8倍(2.8ポイント上昇)となっています(図1)。

※注) 心原性心肺機能停止とは、心筋梗塞など、心臓自体の異常によって生じた心肺機能停止をいう(原因が特定できない心肺機能停止を含む)。

2 一般市民による応急手当の重要性

一般市民による応急手当が行われた場合の1か月後生存

図3 心原性かつ一般市民により目撃のあった心肺機能停止傷病者のうち、一般市民による応急手当の実施件数(割合)の年次推移



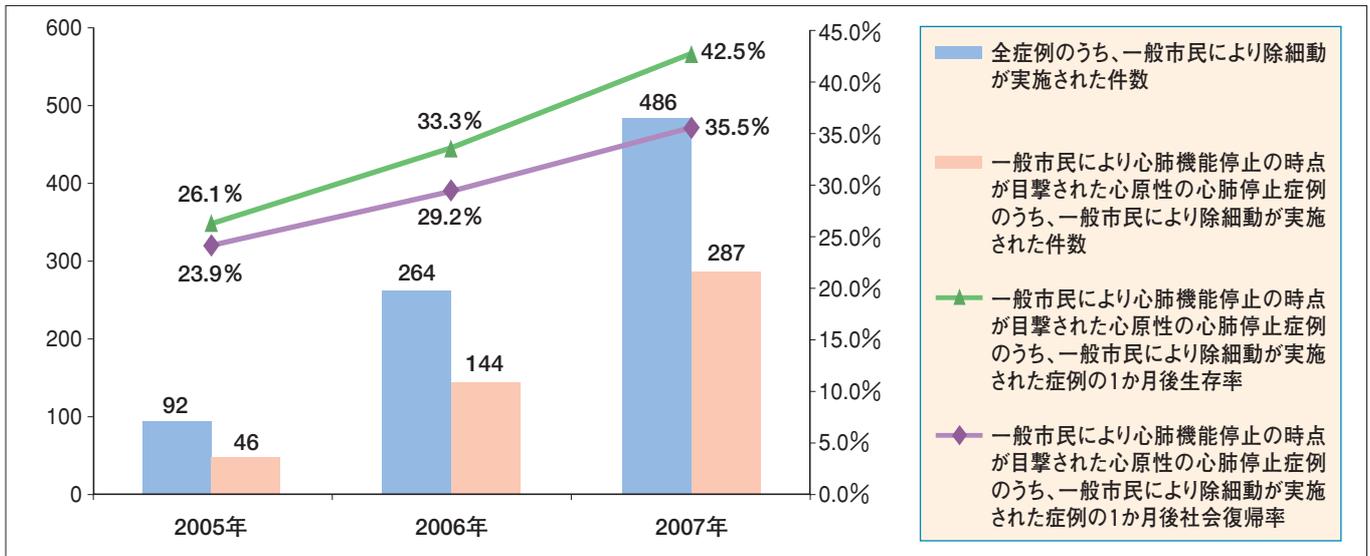


図4 一般市民により除細動が実施された件数の推移

率は、2005年において8.6%、2006年において10.1%、2007年において12.2%で、行われなかった場合と比べて、それぞれ約1.4倍（2.4ポイント）、約1.4倍（2.9ポイント）、約1.5倍（3.8ポイント）高くなっています。また、1か月後社会復帰率についても2005年において4.6%、2006年において5.6%、2007年において7.9%で、行われなかった場合と比べて、それぞれ約1.9倍（2.2ポイント）、約1.9倍（2.7ポイント）、約1.8倍（3.5ポイント）高くなっています（表1、図2）。

このように、一般市民（現場に居合わせた方）による迅速な救命手当は、救命や社会復帰のために非常に重要であると言えます。

なお、2007年中の救命講習修了者数は、150万人を超

える157万2,328人と過去最高であり、また、心原性かつ一般市民により目撃のあった心肺機能停止傷病者のうち、一般市民による応急手当の実施率も、2005年において41.0%、2006年において42.9%、2007年において47.6%と年々増加しており、救命率の向上に繋がる大きな要因となっています（図3）。

3 一般市民による除細動実施件数の増加

年々、AED（自動体外式除細動器）が公共施設や事業所など様々な個所に配備されてきていることから、一般市民による除細動の件数は、2005年の92件、2006年264件、2007年486件と着実に増加しております（図4）。

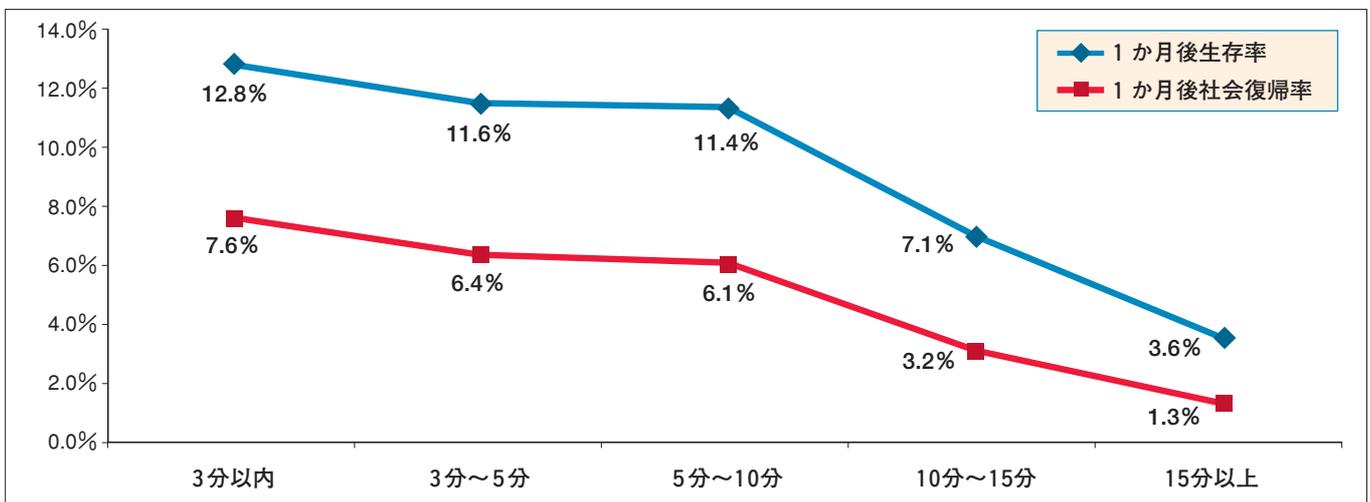


図5 目撃のあった時刻から救急隊員が心肺蘇生を開始した時点までの時間の区分ごとの1か月後生存率及び社会復帰率（3か年合計）

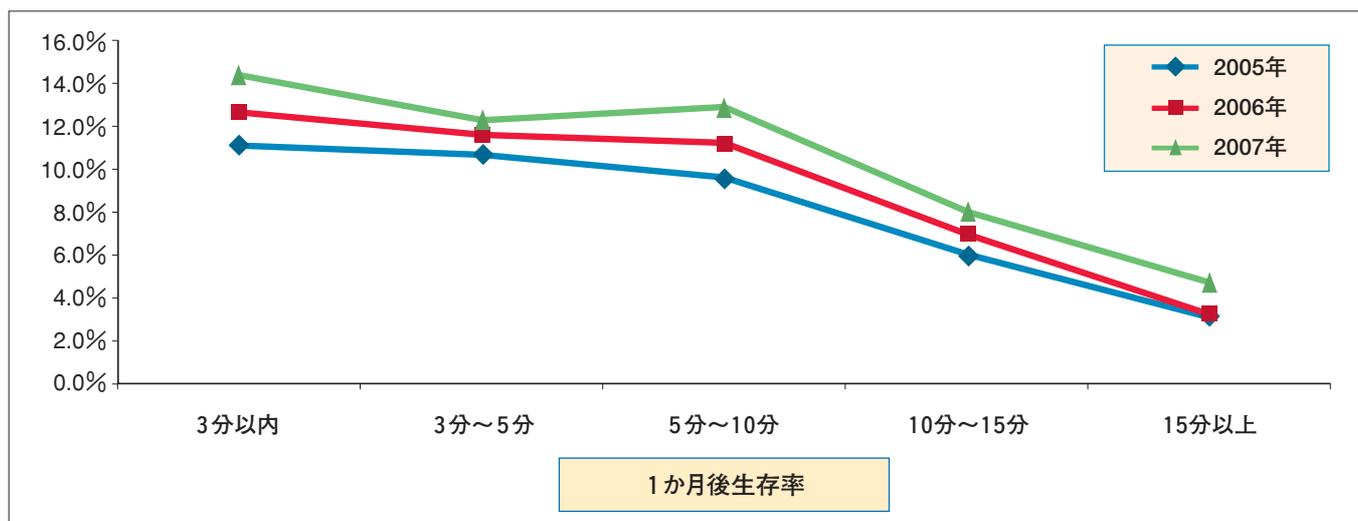
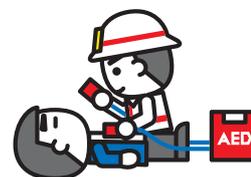


図6 目撃のあった時刻から救急隊員が心肺蘇生を開始した時点までの時間の区分ごとの1か月後生存率（各年）

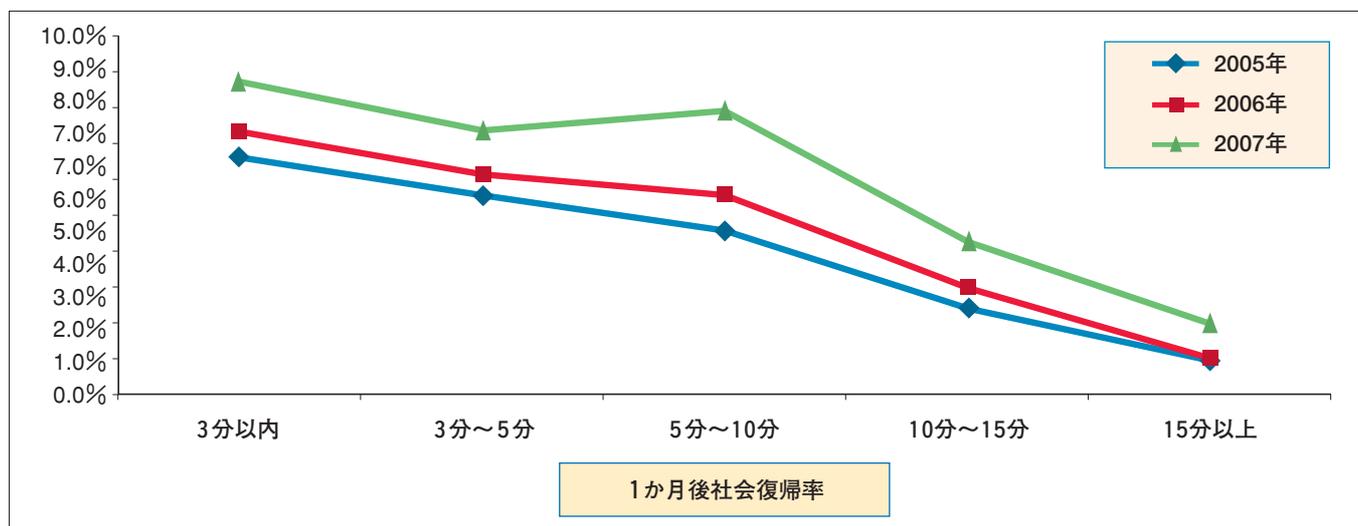


図7 目撃のあった時刻から救急隊員が心肺蘇生を開始した時点までの時間の区分ごとの1か月後社会復帰率（各年）

4 心肺蘇生は早期実施が有効

目撃のあった時刻から救急隊員が心肺蘇生を開始した時点までの時間の区分ごとに1か月後生存率を比較すると、5分から10分までが11.4%であったのに対し、10分から15分までは7.1%と約0.6倍（△4.3ポイント）となっています。

さらに、1か月後社会復帰率を比較すると、5分から10分までが6.1%であったのに対し、10分から15分までは3.2%と約0.5倍（△2.9ポイント）となっています。

また、3か年の推移をみると、いずれの時間区分においても1か月後生存率及び社会復帰率が上昇しています（図5、図6、図7）。

5 最後に

今後も、ウツタイン統計を救急業務への活用に資することが出来るよう、消防庁では更なるデータ精度の向上を目指し、取り組んでいきます。

また、「心肺機能停止傷病者の救命率等の状況」の詳細については、消防庁のホームページに掲載しています。

※ 報道発表

平成21年1月22日

「心肺機能停止傷病者の救命率等の状況」

<http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/houdou/>

2101/210122-1houdou.pdf



消防機関と医療機関の連携のあり方に関する答申 ～消防審議会～

総務課

平成21年2月9日(月)に消防審議会を開催しました。今回の消防審議会では、消防機関と医療機関の連携のあり方に関する答申案について審議が行われ、答申案に各委員の意見が反映され、吉井博明消防審議会会長から岡本消防庁長官に対して答申がなされました。

消防庁では、この答申を踏まえ、消防法の改正について検討を行い「消防法の一部を改正する法律案」を今国会に提出したところです。答申の主な内容を紹介します。



吉井消防審議会会長から岡本消防庁長官への答申

1 現状と課題

救急搬送における病院選定から医療機関における救急医療の提供までの一連の行為を円滑に実施することが、傷病者の救命率の向上及び予後の改善等の観点から重要な課題となっている。このような中、救急搬送において受入医療機関の選定が困難である事案（選定困難事案）が社会問題化しているが、円滑な救急搬送・受入体制を構築することは、国民の安心・安全に関わる問題であり、消防と医療の連携体制を強化し、受入医療機関の選定困

難事案の発生をなくしていくことが、全国的な喫緊の課題である。

2 連携体制強化のための提言

救急医療に携わる医師や施設・設備を十分に確保するという中・長期的な課題はあるが、当面の課題としては、今ある医療体制の下においても、受入医療機関の選定困難事案の発生をなくしていくことが重要である。そのた

めには消防と医療の連携体制を強化することが必要であるが、医療提供体制の整備等は、市町村より広域単位で行われていることを考えれば、都道府県が主体的な役割を担うことが重要となる。

《救急搬送・受入れの実施に関する
ルールの策定》

- 救急搬送・受入れに関するルールを都道府県が調整し策定すること。
- 救急搬送・受入ルールとして考え



消防審議会の模様



られること。

- ① 傷病者の状況に応じた搬送先となる医療機関のリスト
- ② 消防機関が傷病者の状況を確認し、①のリストの中から搬送先医療機関を選定するためのルール
- ③ 消防機関が医療機関に対し傷病者の状況を伝達するためのルール
- ④ 搬送先医療機関が速やかに決定しない場合において傷病者を受け入れる医療機関を確保するためのルール

《救急搬送・受入れに関する組織の設置》

- 消防機関と医療機関が連携し、協議を行うための組織を設置すること。
- この組織は、消防機関、医療機関のほか、行政関係者や関係団体等が参画することとし、救急搬送・受入れの実施に関するルール作りのための協議や救急業務に関する調査・検証等の連絡調整を行う役割を担うこと。

3 おわりに

以上、平成20年度の消防審議会としては、消防機関と医療機関が連携し、円滑な救急搬送・受入体制を実現するための方策として、各都道府県において、救急搬送・受入れの実施に関するルールを策定すること及び救急搬送・受入れに関する組織を設置することについて、制度

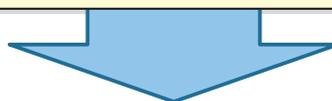
消防審議会答申の概要

消防機関と医療機関の連携のあり方について

《背景》

- ・救急搬送における病院選定から医療機関における救急医療の提供までの一連の行為を円滑に実施することが、重要な課題となっていること。
- ・救急搬送において受入医療機関の選定が困難である事案（選定困難事案）が社会問題化していること。

円滑な救急搬送・受入体制を構築することは、国民の安心・安全に関わる問題であり、消防と医療の連携体制を強化し、受入医療機関の選定困難事案の発生をなくしていくことが喫緊の課題



対策1 救急搬送・受入れに関するルールの策定

- 救急搬送・受入れを円滑に実施するために、救急搬送・受入れに関するルールを都道府県が調整し策定すること。
- 救急搬送・受入ルールとして、以下のものが考えられること。
 - ① 傷病者の状況に応じた搬送先となる医療機関のリスト
 - ② 消防機関が傷病者の状況を確認し、①のリストの中から搬送先医療機関を選定するためのルール
 - ③ 消防機関が医療機関に対し傷病者の状況を伝達するためのルール
 - ④ 搬送先医療機関が速やかに決定しない場合において傷病者を受け入れる医療機関を確保するためのルール

対策2 救急搬送・受入れに関する組織の設置

- 搬送を行う消防機関と受入れを行う医療機関が連携し、協議を行うための組織を設置すること。
 - この組織は、消防機関、医療機関の他、行政関係者や関係団体等が参画することとし、救急搬送・受入れの実施に関するルール作りのための協議や、救急業務に関する調査や検証などの連絡調整を行う役割を担うこと。
- ※ メディカルコントロール協議会等の、既存の協議会等がある場合には、その活用を図ることがより効率的で実効性が高いと考えられる。

改正等を早急に行うことを求める。なお、制度改正や策定されたルールについては、その実施状況等を検証し、必要な見直しを随時行うとともに、救急隊員等の教育をさらに充実することが大切である。

※消防審議会の答申は、消防庁のホームページ (http://www.fdma.go.jp/html/singi/210209_tousin.html) に掲載しています。

平成20年(1月～9月)における火災の概要(概数)

防災情報室

1 総出火件数は4万495件、前年同期比1,566件の減少

平成20年(1月～9月)における総出火件数は4万495件で、前年同期と比較すると、1,566件(3.7%)の減少となっています。

これは、おおよそ1日あたり148件、10分に1件の火災が発生したことになります。

これを、火災種別ごとにみると次表のとおりです。

種別	件数	構成比(%)	前年同期比	増減率(%)
建物火災	22,651	55.9%	△936	△4.0%
車両火災	4,040	10.0%	△342	△7.8%
林野火災	1,702	4.2%	△134	△7.3%
船舶火災	79	0.2%	△15	△16.0%
航空機火災	3	0.0%	△1	△25.0%
その他火災	12,020	29.7%	△138	△1.1%
総出火件数	40,495	100%	△1,566	△3.7%

2 火災による死者は48人の増加、負傷者は472人の減少

火災による死者は1,511人で、前年同期と比較すると

48人(3.3%)の増加となっています。

また、火災による負傷者は5,972人で、前年同期と比較すると472人(7.3%)の減少となっています。

3 住宅火災による死者(放火自殺者等を除く)は845人で、37人の増加

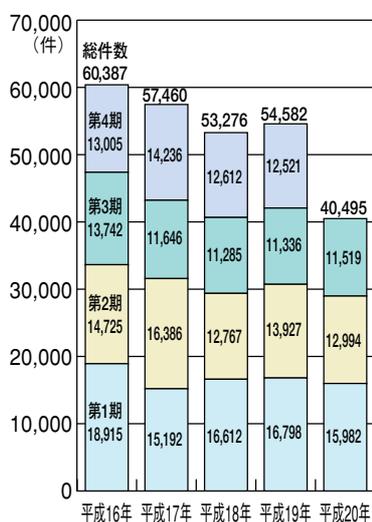
建物火災における死者1,127人のうち住宅(一般住宅、共同住宅及び併用住宅)火災における死者は1,011人で、そこから放火自殺者等を除くと845人となっています。これを前年同期と比較すると、37人(4.6%)の増加となっています。

なお、建物火災の死者に占める住宅火災の死者の割合は89.7%で、出火件数の割合56.9%と比較して非常に高くなっています。

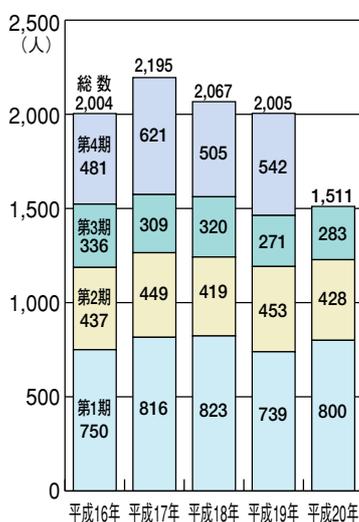
4 住宅火災による死者(放火自殺者等を除く)の6割以上が高齢者

住宅火災による死者(放火自殺者等を除く)845人のうち、538人(63.7%)が65歳以上の高齢者です。

過去5年間の火災の推移

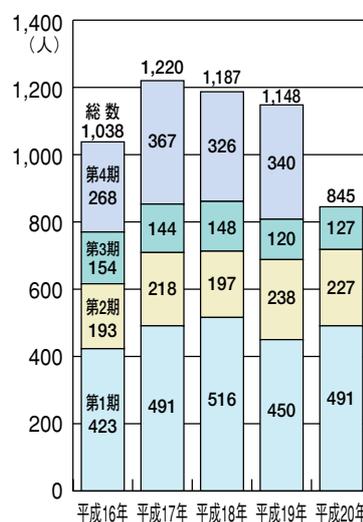


過去5年間の死者の推移



過去5年間の住宅火災における死者の推移 (放火自殺者等を除く)

※注:住宅火災死者数は、死者の発生した建物用途による



※第1期(1月～3月)、第2期(4月～6月)、第3期(7月～9月)、第4期(10月～12月)

また、住宅火災における死者の発生した経過別死者数を前年同期と比較すると、逃げ遅れ508人(28人(5.8%)増)、着衣着火42人(1人(2.4%)増)、出火後再進入18人(5人(38.5%)増)、その他277人(3人(1.1%)増)となっています。

5 出火原因の第1位は「放火」、続いて「たばこ」

総出火件数4万495件を出火原因別にみると、「放火」4,443件(11.0%)、「こんろ」4,178件(10.3%)、「たばこ」3,971件(9.8%)、「放火の疑い」3,367件(8.3%)、「たき火」2,609件(6.4%)の順となっています。

また、「放火」及び「放火の疑い」を合わせると、7,810件(19.3%)となっています。

6 住宅防火対策への取組

平成16年6月には、すべての住宅に住宅用火災警報器等の設置及び維持を義務付ける旨の消防法の改正が行われました。新築住宅については平成18年6月1日から、既存住宅については平成20年6月から平成23年6月までの間に市町村条例で定める日から、それぞれ義務付けが開始されます。しかし、住宅火災による死者数を低減させるためには、住宅用火災警報器等の設置・維持の義務付けの適用開始を待つことなく、できるだけ早い時期に設置することが重要です。

このため消防庁では、住宅防火対策推進シンポジウム、政府広報によるテレビ、ラジオを始めとした様々なメディアを活用した広報活動、春・秋の全国火災予防運動等の機会をとらえ報道機関、消防団、婦人(女性)防火クラブ、自主防火組織等と連携した普及啓発活動を行うなど、住

宅用火災警報器等の早期設置を促進するため活動を行っています。

7 放火火災防止対策への取組

「放火」及び「放火の疑い」による火災は7,810件で、総出火件数の19.3%を占めています。

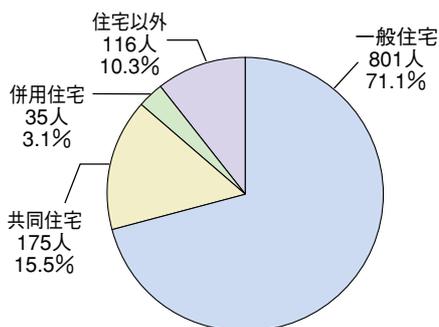
消防庁では、平成12年に「放火火災予防対策マニュアル」を作成して配布するとともに、平成16年12月に学識経験者、消防機関、関係行政機関等からなる検討会において取りまとめられた報告書(放火火災防止対策戦略プラン)を全国の消防機関に配布しました。この放火火災防止対策戦略プランについて、消防庁のホームページ等で幅広く情報提供を行うなど、放火火災の防止に向けたハード・ソフト両面からの取組を推進しています。

消防庁では、ソフト面の対策として、春・秋の全国火災予防運動において放火防止対策に積極的に取り組むよう消防機関に通知しており、全国で放火火災防止対策戦略プランに基づいたチェックリストを活用した自己評価による「放火されない環境づくり」を目指した取組が進められています。

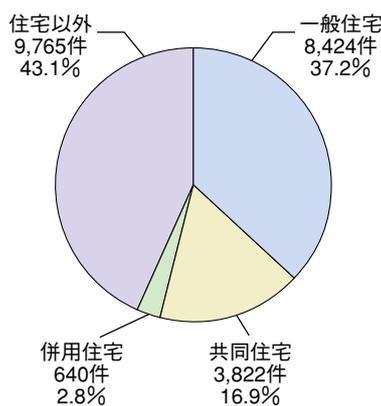
また、ハード面の対策として、放火行為の抑制に効果が期待される、火災に至る前の極小火源により生ずる炎に対し警報を発する放火監視機器を開発・普及するため、「放火監視センサーを用いた放火監視機器に係る技術上のガイドライン」の策定を行うとともに、全国4地域に放火監視機器を設置し、効果の検証を行っています。

今後とも、放火火災防止対策戦略プランに基づき、ご近所の底力を活かして、「放火されない環境づくり」による安心で安全な暮らしの実現を目指していきます。

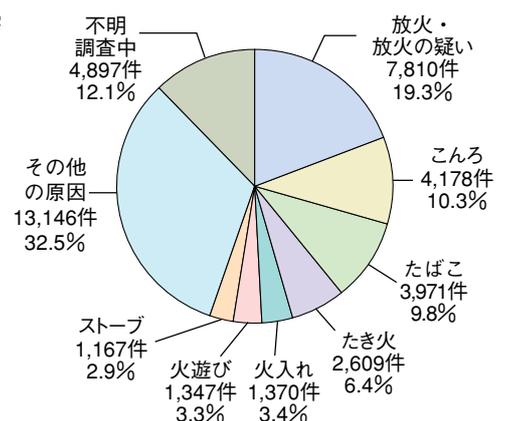
建物火災の死者1,127人の内訳
※死者の発生した建物用途による



建物火災の出火件数
2万2,651件の内訳



出火原因の内訳
(全火災4万495件)



「女性消防団員入団促進キャンペーンイベント」の開催

防災課

地域防災の要である消防団員が減少し、地域の防災力の低下が懸念されている中で、女性消防団員は毎年増加しており、全国で約1万7千人が活躍しています。しかし、消防団の活動内容があまり知られていないせいか、まだまだ足りません。

全国の消防団では、地域のために力を貸してくれる女性を募集しています。そこで消防庁では、全国の女性に対し、消防団への入団を呼びかけるため、平成21年2月10日(火)に、倉田雅年総務副大臣、タレントの安めぐみさん、俳優の松田悟志さんらに出演していただき、初めて「女性消防団員入団促進キャンペーンイベント」を開催しました。

東京都千代田区丸の内の「MY PLAZA アトリウム」において、昼休みを利用して開催したため、近隣の企業に勤める女性など600名以上の来場があり、大変盛況のうちにイベントが進行しました。



挨拶を述べる倉田雅年総務副大臣

まず、倉田副大臣からの開会挨拶において、女性消防団員の活躍や今後ますます期待される役割などについて紹介があった後、実際に消防団員として現場で活躍されている女性を「消防団員確保アドバイザー」として委嘱するセレモニーを行いました。

本イベントにあわせて新たに委嘱された女性のアドバイザーは10名。各都道府県から推薦を受けた知識と経験あふれる女性ばかりが集まっており、今後、団員確保に苦慮している地域からの派遣要請に基づいて、研修会や講演会の場で適確なアドバイスをする予定です。

このアドバイザー派遣制度は、平成19年4月に開始し



小澤浩子さんの挨拶



3名の女性の消防団員確保アドバイザー
(左から) 山本みゆきさん、小泉秀子さん、小澤浩子さん

【女性の消防団員確保アドバイザー（敬称略）】

- ・青森県五戸町消防団 班長 川崎由希子
- ・茨城県阿見町消防団 班長 山本みゆき
- ・東京都赤羽消防団 分団長 小澤 浩子
- ・静岡県裾野市消防団 本部部長 小泉 秀子
- ・三重県津市津消防団 分団長 櫻川 政子
- ・広島県広島市西消防団 女性隊隊長 神村登紀恵
- ・愛媛県松山市消防団 団員 石丸ちえみ
- ・高知県高知市消防団 分団長 小野 政子
- ・福岡県北九州市八幡東消防団 分団長 内村美由紀
- ・福岡県北九州市小倉南消防団 団員 安達 美保

てから、これまで29回の派遣実績がありますが、全員が男性アドバイザーでした。消防庁では、これからは女性消防団員の確保にも重点を置く必要があることから、女性の視点からも団員確保のアドバイスをできないか



松田悟志さんによる激励メッセージ



松田悟志さん

と考え、今回初めて女性のアドバイザーを委嘱することを決めました。本イベントにおいては、そのうちの3名が倉田副大臣と激励の握手を交わし、代表として東京都赤羽消防団の小澤浩子分団長から「女性消防団員確保のために力を尽くしていきたい」と意気込みを語っていただきました。

そんな女性アドバイザーの応援に駆けつけてくれたのが映画「252 生存者あり」にもレスキュー隊員の役で出演された俳優の松田悟志さん。

松田さんは、女性アドバイザーのこれからの活躍にエールを送るとともに、映画撮



安めぐみさん



安めぐみさんへの感謝状贈呈

影時のエピソードや、自身が消防隊に助けられた経験談を交えながら、「消防」という職業や人命救助に対する熱い思い、そして実際に女性消防隊員と接した際に受けた印象や安心感などについて語っていただきました。



安めぐみさんと全国消防イメージキャラクター消太

本イベントの最後に、平成20年度の消防団員募集ポスターと消防団PRビデオに出演されたタレントの安めぐみさんに、倉田副大臣から感謝状が贈呈されました。安さんからは「これからも消防団のPRに努めたい」とご挨拶をいただきました。

このイベントを通じて、全国の女性に誰でも消防団に入団することができることを知ってもらい、興味を持った方が一人でも多く、身近な地域貢献として消防団への入団を希望してくれることを期待しています。

第13回防災まちづくり大賞表彰式

防災課

第13回防災まちづくり大賞表彰式が、去る2月9日(月)、虎ノ門パストラルホテル（東京都港区）において行われました。

防災まちづくり大賞は、阪神・淡路大震災を契機に、平成8年度から開催しているもので、毎年7月から9月にかけて各都道府県による推薦、あるいは各活動団体からの自薦により、地域のコミュニティや事業者等が行っている防災に関する様々な取組を応募していただき、特に優れた事例を表彰しているものです。

表彰は、「一般部門」、「防災情報部門」及び「住宅防火部門」の3部門があり、今回は全国から137事例（一般部門102事例、防災情報部門15事例及び住宅防火部門20事例）の応募がありました。

その中から、今年も、松美町内会（新潟県）、たかしま災害支援ボランティアネットワーク「なまず」（滋賀県）、萩町区（岐阜県）の総務大臣賞3事例をはじめ、消防庁

受賞団体一覧

部門名		一般部門	防災情報部門	住宅防火部門	合計
応募数		102	15	20	137
表彰名	総務大臣賞	2	1	—	3
	消防庁長官賞	3	1	1	5
	消防科学総合センター理事長賞	7	2	—	9
	住宅防火対策普及奨励賞	—	—	1	1
受賞団体総数		12	4	2	18

長官賞5事例、消防科学総合センター理事長賞9事例、住宅防火対策普及奨励賞1事例が選ばれました。

過去の12回の表彰事例では東日本からの受賞が多い傾向がありましたが、今回は関西や九州などの西日本の受賞が目立ち、過去に受賞歴がなかった長崎県と沖縄県からも初めて受賞団体が選定されました。

また、活動内容については、地震や土砂災害等の被災

地で実際に活躍された事例や、社会福祉施設の入居者自身が中心となって防災活動を行っている事例が受賞されるなど、20年度も表彰事例の活動内容はバラエティに富んでおりましたが、全体としては自主防災組織等の地域住民が主体となった地道でしっかりとした取組事例が数多く受賞されています。

受賞団体におかれましては、今回の受賞を契機として、より充実した活動を展開していただき、周辺地域のみならず、全国各地の良きモデルとなっていきたいと考えています。

消防庁では、今後も表彰や研修、啓発資料



表彰式で挨拶を行う倉田雅年総務副大臣

の提供等を通じ、こうした地域に密着した草の根の防災活動を支援していきたいと考えています。

なお、過去の防災まちづくり大賞の受賞団体については、財団法人消防科学総合センターのホームページ (<http://www.isad.or.jp/cgi-bin/hp/index.cgi>) に掲載しています。

総務大臣賞受賞事例の紹介

団体名：松美町内会

事例名：災害に強いまちづくりをめざして
～中越沖地震の教訓から～

所在地：新潟県柏崎市

概要：イベント行事や冊子の作成、企業と協働で行う様々な活動など、平時からの地域コミュニティ活動を継続。これにより、新潟県中越沖地震時の避難誘導、安否確認、災害時要援護者への避難誘導支援などの活動が円滑に行われ、その後も水食料等の配給、ボランティアの受入、被害状況調査など様々な活動を実施した事例。

団体名：たかしま災害支援ボランティアネットワーク

「なまず」

事例名：防災・減災啓発活動

「笑って減災 なまず流」

所在地：滋賀県高島市

概要：防災・減災啓発活動として『備えと構え』をテーマに、県内、近隣府県に対し、防災・減災啓発漫才、腹話術、紙芝居、災害や救出・救助等に係る図上訓練等、対象に合わせたプログラムで年間50回の地域出前講座を実施した事例。



表彰を受ける松美町内会

団体名：荻町区

事例名：地域に根付く「世界遺産」を守る防災体制

所在地：岐阜県白川村

概要：地域住民により交代制で1日4回見回りを実施するとともに、村整備の放水銃等の管理・運用等を行うことにより、現在も住戸として使用され、かつ、世界遺産に指定されている合掌家屋を含めた地域の財産を守るための防災活動を継続して実施している事例。



まちづくり大賞受賞者の記念撮影

第12回消防防災研究講演会

消防大学校消防研究センター

去る平成21年1月30日(金)、消防研究センターにおいて、消防機関、県、市町村、企業等162名の参加のもと、「地震等災害情報の収集・伝達・活用」をテーマとした第12回消防防災研究講演会が開催されました。

中央防災会議によれば、首都直下地震では、火災で65万棟が焼失し、それによる死者が全体の約6割に当たる6,200人にも上るとされています。これに対し、建物の耐震化、初期消火率の向上、密集市街地の整備などの対策が打ち出されていますが、必ずしも期待どおりにならないことも考えておかねばならず、いざという時の応急対応のあり方が重要となります。

そこで、本講演会では、

- ① 被害情報をいかに迅速・的確、効率的に収集するか
- ② その情報を通信の輻輳^{ふくそう}に巻き込まれることなく確実に伝達し共有できるか
- ③ そしてその情報に基づき、次の応急対応行動を促す情報を創出し、合理的な防災活動の支援情報とするか、さらには災害対策本部等での応急対応に係る意思決定を如何に支援するか

についての技術的な取組について議論することとしました。

①では、火災の早期覚知が地震直後においては極めて重要であるとの認識から、消防署所からみた方位だけで迅速に火点を特定する手法、地震直後の輻輳を考慮し、今や1億台を超えたとされる携帯電話のメモリに被害情報を容易に登録することができる仕組み、さらには市町村管内を小学校区程度にブロック化し、その中で自律的に住民・行政職員協働で被害情報を収集することの提案と具現化についての紹介がなされました。

②では、地震直後の通信の輻輳を回避するため

の独自通信網の確立のため、長距離無線LAN及びアドホック通信技術の利用、さらには災害時要援護者にやさしい情報伝達に関する検討状況等が紹介されました。

③では、地震直後の混乱期であっても大局的応急対策を見逃すことなく実施すること等を支援するシステム、様々な情報を地図上に表現して共有化を図り、意思決定を支援するシステム、同時多発火災に対して全体の焼損面積を最少とするように、限られた消防力をいかに振り分けるかに関する情報を提供するシステムの紹介がなされました。最後に、収集体制も含め収集・伝達・活用に関するこれらの技術の有用性について、愛知県豊橋市の住民参加のもとでの防災訓練で検証した結果について報告がなされました。

なお、各講演内容については、消防研究センターのホームページ (<http://www.fri.go.jp>) で紹介しています。

中には、ほぼ実用に達したものもあります。それらが円滑な消防防災活動や地域住民の安全確保の一助となれば幸いです。



消防防災研究講演会の様子

緊急消防援助隊情報

「緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画」の変更について

応急対策室

1. はじめに

緊急消防援助隊は、阪神・淡路大震災の教訓を踏まえて平成7年に創設され、平成15年6月の消防組織法の改正により平成16年4月からは法に基づく部隊として活動しています。

緊急消防援助隊は、創設以降、数次の豪雨災害、平成16年(2004年)新潟県中越地震、J R西日本福知山線列車事故、平成20年(2008年)岩手・宮城内陸地震など、22の災害に出動しています。

緊急消防援助隊の登録規模(以下「登録目標数」という。)については、総務大臣が策定する「緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画」(以下「基本計画」という。)で平成20年度末までにおおむね4,000隊規模とすることを目標としており、平成20年10月1日現在で全国789の消防機関等から3,961隊が登録され、人員は約4万6,000人規模となっています。

今回、東海地震、東南海・南海地震、首都直下地震の発生の切迫性、活断層等による局地的に甚大な被害をもたらす地震の危険性の指摘及びテロによる災害発生が懸念されるなど、災害の大規模化・特殊化等を踏まえ、基本計画を平成21年度から平成25年度末までの計画として変更し、緊急消防援助隊の一層の充実強化を図ることとしました。

2. 基本計画変更の概要

(1) 緊急消防援助隊の活動体制の充実強化

① 登録目標数の見直し(図1)

登録目標数を、おおむね4,000隊規模からおおむね4,500隊規模に変更します。

・消火部隊

中央防災会議幹事会が公表した「『首都直下地震応急活動要領』に基づく具体的な活動に係る計画」において、必要応援消火部隊数(12時間以内到着)が不足していることから、被災地に消火部隊を早期に投入できるように、東京都からの距離に応じて登録隊を100隊増強します。

図1 緊急消防援助隊登録目標数の見直し

	平成20年10月1日現在 (登録隊数)	平成20年度末 (登録目標数)	平成25年度末 (登録目標数)
指揮支援部隊	28 隊	おおむね30隊程度	おおむね40隊程度
都道府県隊			
● 指揮 隊	107 隊	おおむね100隊程度	おおむね110隊程度
● 消火部隊	1,501 隊	〃 1,600 隊 〃	〃 1,700 隊 〃
● 救助部隊	377 隊	〃 400 隊 〃	〃 430 隊 〃
● 救急部隊	923 隊	〃 900 隊 〃	〃 1,000 隊 〃
● 後方支援部隊	443 隊	〃 560 隊 〃	〃 630 隊 〃
● 航空部隊	70 隊	〃 70 隊 〃	〃 70 隊 〃
● 水上部隊	19 隊	〃 20 隊 〃	〃 20 隊 〃
● 特殊災害部隊	264 隊	〃 240 隊 〃	〃 260 隊 〃
● 特殊装備部隊	335 隊	〃 300 隊 〃	〃 340 隊 〃
	3,961 隊 (重複除く。)	おおむね4,120隊程度 (重複除く。)	おおむね4,500隊程度 (重複除く。)

平成25年度末までに、おおむね4,500隊規模とすることを目標

これにより消火部隊は、登録目標数1,600隊、登録比率(登録隊数/常用車両数)約20%から、平成25年度末までに1,700隊、約22%となります。

・救助部隊、救急部隊

東海地震、東南海・南海地震が連動して発生する場合などに備えるため、消火部隊の増強に合わせて、登録比率を増加させます。

これにより救助部隊は400隊、約35%から平成25年度末までに430隊、約37%に、救急部隊は900隊、約18%から平成25年度末までに1,000隊、約20%に増強します。

・後方支援部隊

後方支援部隊は、消火、救助、救急部隊などの他の部隊が効果的かつ継続的に活動するために必要であるため、消火・救助・救急部隊の登録隊5隊に1隊の割合で



整備することとし、560隊を70隊増強して630隊にします。

・その他

特殊災害部隊及び特殊装備部隊については、近年の災害の特殊化・多様化の状況を踏まえて登録を強化してきたことから、現有の登録隊数を踏まえて、特殊災害部隊を240隊から260隊に、特殊装備部隊を300隊から340隊に増強します。

② 指揮支援隊の増強及び担当エリアの見直し(図2)

指揮支援部隊については、被災地における緊急消防援助隊に係る指揮が円滑に行われるよう、変更前の計画においては、多数の部隊を運用した経験と組織力等を有する東京消防庁・政令市消防本部の計14本部が指定されていました。

今回、平成16年2月の基本計画策定後に政令指定都市となった新潟市消防局、静岡市消防防災局、浜松市消防本部、堺市消防局、岡山市消防局の5消防本部を新たに指定しました。

これにより、おおむね一定の指揮支援体制を確保できたと考えています。

さらに指揮支援部隊長等が迅速に担当区域に出動できるよう、大阪市消防局と京都市消防局の担当エリアについて見直しを計りました。

(2) 緊急消防援助隊の連携活動能力の向上

全国的な規模で緊急消防援助隊が出動する大規模地震等を想定し、緊急消防援助隊の技術の向上と連携活動能力の向上を図るため平成21年度に図上訓練、平成22年度に合同訓練を実施します(図3)。

3. おわりに

今回、登録目標数をおおむね4,500隊規模に増強しましたが、現有の体制を前提とすれば、一定の限界に達する見込みであり、特段の状況の変化がない限り、4,500隊規模を最終目標と考えています。

変更した基本計画に基づき、緊急消防援助隊の体制の一層の充実強化を図るため、引き続き、ご理解とご協力をお願いします。

図2 指揮支援隊の増強及び担当エリアの見直し

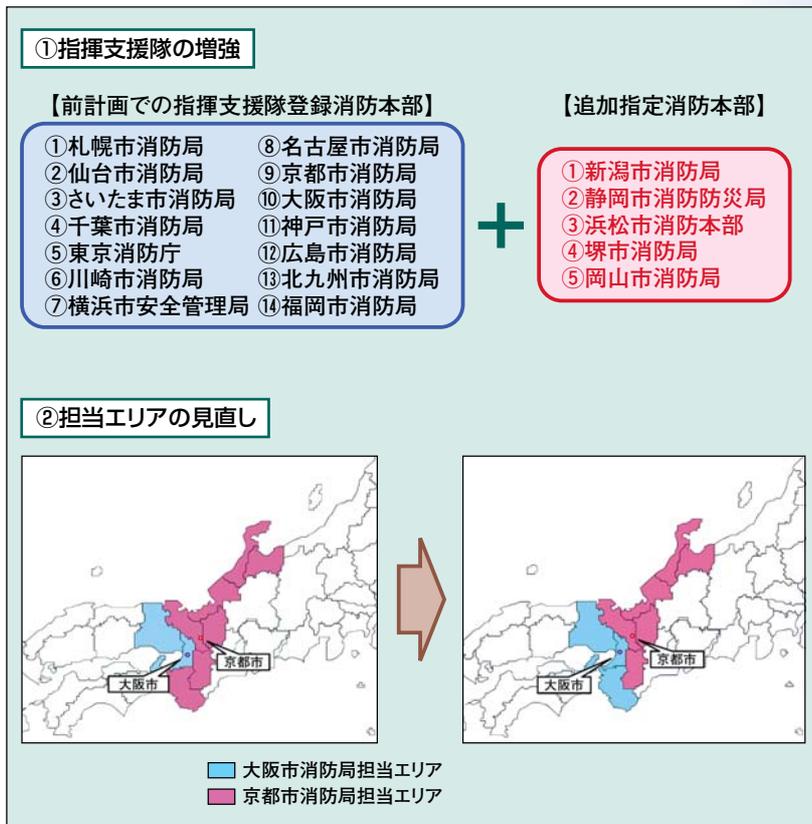


図3 全国合同訓練の実施状況

	日時	想定地震	開催地	備考
第1回	平成 7年11月28・29日	首都直下	東京都江東区豊洲	緊援隊発足時
第2回	平成12年10月23・24日	首都直下	東京都江東区有明	発足から5年経過
第3回	平成16年11月15・16日 (図上訓練)	東海	静岡県静岡市(県庁)	現行の基本計画に基づき実施
	平成17年 6月10・11日 (合同訓練)		静岡県静岡市清水区	
第4回	平成21年度(図上訓練)	東南海・南海(予定)	愛知県(予定)	今回の改定により実施を明記
	平成22年度(合同訓練)			

【お詫びと訂正】

「消防の動き」平成21年3月号(No.456)23頁に掲載いたしました「緊急消防援助隊の資機材の配備計画」中に、以下のとおり誤りがありました。

誤		正	
都道府県	燃料補給車	都道府県	燃料補給車
	現況		現況
	配備		配備
京都府		京都府	
	1		
大阪府		大阪府	
			1

読者の皆様ならびに関係者各位にご迷惑をお掛けしましたこととお詫びするとともに、ここに訂正させていただきます。



山口県 周南市消防本部
消防長 山本 恭正

コンビナートのまち周南

平成15年4月21日、平成の大合併により、徳山市、新南陽市、鹿野町、熊毛町の2市2町が合併し「周南市」が誕生しました。

周南市は、山口県の東南部に位置し、北に中国山地を背に、南に瀬戸内海を臨み、古くから陸海交通の要衝の地として栄え、現在、人口およそ15万3千人、面積約656km²で県東南部の中心をなす商工業都市です。

陸上交通では、国道2号線を中心に山陽自動車道や中国自動車道などの高速道路のインターチェンジが4箇所、また、JR山陽本線やJR岩徳線、さらに新幹線「のぞみ」も停車する山陽新幹線など、鉄道の便にも恵まれています。また、海上交通としては、特定重要港湾に指定された国際貿易の拠点「徳山港」を有し、ここからは九州大分方面に向けてフェリーも就航しています。



臨海部のコンビナート地域

こうした陸海交通を産業基盤として、臨海部には全国でも有数の石油コンビナートが形成され、石油や化学、鉄鋼などを中心に周南地区臨海工業地帯の中核を担うまちとして発展を続けています。

ゆかいな動物たち～周南市立徳山動物園～

当市の市街地に所在する徳山動物園は、中国地方に開設された動物園の中でも、有数の人気を誇り、市のランドマークとして、重要な役割を果たしています。

頭を抱えて体をよじる“困ったポーズ”で全国的な話題となったマレーグマの「ツヨシ君」をはじめ、レッサーパンダやホッキョクグマなど人気者が多く、JR徳山駅からのアクセスが容易なこともあり、週末になると大勢の親子連れで賑わっています。



困ったポーズで有名なツヨシ君(右)とそれを見守るマーヤさん

周南市の消防体制

当消防本部は、周南市合併時に旧徳山市消防本部、旧新南陽市消防本部、及び鹿野町消防本部を統合し発足しました。市内の一部、旧熊毛町については、合併時、隣接する消防組合に参画していたことから、これを存続することとし、現在も消防組合が管轄しています。

当消防本部の体制は、熊毛地域を除く市内全域を管轄エリ

アとして、1本部、4署、1出張所、1分遣所を擁し、200名の消防職員を配置しています。

地域防災の要である周南市消防団は、1団本部、5方面隊、18分団で構成され、団員1,184名が地域に密着した消防防災活動を展開しています。



コンビナート地域での防災訓練

周南市消防の取組と課題

現在、旧徳山北部地区を管轄している分遣所は、高規格救急車による救急業務のみを実施しており、当地区に消防車を配備した出張所を開設することは、地域の強い要望もあり、合併前から続く消防の懸案事項でした。

こうした中、平成21年度において、新たに消防出張所を建設することが予算化され、職員の増員を含め、当地区における消防・救急体制の再構築が図られることとなり、地域住民からも、大きな期待が寄せられています。

また、隣接する消防組合が管轄している熊毛地区についても、常備消防体制の一元化が求められているところであり、消防組織法改正に伴う広域化とともに大きな課題となっています。

おいでませ山口国体

平成23年10月、「おいでませ！山口国体～君の一生けんめいに会いたい～」と題して、山口県で第66回国民体育大会が開催され、当市においては、ハンドボール、レスリング、テニス、バスケットボール、軟式野球、クレ射撃の6競技が行われます。



全国の皆さんを安心してお迎えできるよう、施設の整備をはじめ、様々な準備が進められています、我々消防も万全の体制で皆さんをお待ちしております。

おいでませ！山口・周南へ・・・

安心安全なまちづくりを目指して

当市では、市民が安心して暮らすことができる安全な地域社会を実現するため、「周南市安心安全まちづくり条例」を制定し、積極的な活動を展開しています。

消防の広域化や国民保護への対応等、消防への期待が高まる中、高齢化や救急高度化に伴う救急需要も増加の一途を辿っており、我々消防へは更なるレベルアップが求められています。

市民からの期待に応えるべく、服務信条に「信頼される消防の確立」を掲げ、「安心安全なまちづくり」を目指し、消防職団員一丸となって取り組んで参ります。

メディカルサポート隊(救急医療援助隊)を発足

札幌市豊平消防団

札幌市豊平消防団は去る2月13日、医療に関する資格及び専門的知識を有する消防団員(医師や看護師)7名で構成する医療専門チーム「メディカルサポート隊(救急医療援助隊)」を発足しました。このメディカルサポート隊は、豊平区内の多数傷病者事故をはじめとする各種災害現場において消防隊などと連携し、傷病者の応急手当や応急救護での活動支援を主な任務とします。消防団に救急医療チームが組織されるのは全国的にも極めて珍しいケースで、その活躍に期待が集まっています。



発足式で決意表明を行う鈴木研一隊長

合同消防訓練を実施

相楽中部消防組合消防本部

相楽中部消防組合消防本部は去る3月1日、管内の大規模商業施設イオン高の原ショッピングセンターにおいて、消防本部と消防団の連携及び円滑な防ぎょ活動の向上を目的とした合同消防訓練を実施しました。訓練は、「2階の専門店街から出火し、延焼拡大している」との想定で、消防職員36名、構成4市町村(木津川市、笠置町、和東町、南山城村)の各消防団から137名が参加し、買物客・従業員の避難誘導、逃げ遅れや負傷者の救護、最後に消防署、消防団による一斉消火訓練を行いました。



訓練最後を締めくくる一斉放水

消防通信 望楼 ぼうろう

住宅用火災警報器街頭広報を実施

鳥取県東部広域行政管理組合消防局

鳥取県東部広域行政管理組合消防局は去る2月27日、住宅用火災警報器の普及推進を図るため、JR鳥取駅前において街頭広報活動を行いました。当日は、消防局長以下8名の消防職員と鳥取市消防団女性消防分団員8名が参加しました。参加した女性消防分団員は、この日のために住宅用火災警報器の設置義務化や製品の種類、取付場所などの知識を研修で学んでおり、行き交う人から「いつから義務化となるのか」、「どこで購入すればいいのか」などの声に適切に対応して早期設置を訴えました。



住警器のチラシなどを配布する女性消防分団員ら

幼年消防クラブ防火パレードを実施

延岡市消防本部

延岡市消防本部は去る2月27日、市内中心部の山下町商店街アーケードにおいて、幼年消防クラブの園児37名、保育士3名による防火パレードを実施しました。当日は、「火の用心」と書かれた防火はっぴを着用した園児たちが『火災予防運動実施』の横断幕を持って、「家族みんなで火の用心」「おやすみまえに火の用心」と元気な大きな声で買物客らに呼びかけ、防火意識の向上を訴えました。最後は園児全員で、「ぼくたち、わたしたちは火遊びは絶対しません」と誓いパレードを終了しました。



元気一杯、防火を呼びかける幼年消防クラブ員

消防通信／望楼では、全国の消防本部、消防団からの投稿を随時受け付けています。

ご投稿は、「E-mail:bourou-fdma@ml.soumu.go.jp」まで【225文字以内の原稿とJPEG画像を別ファイルで送付してください】



消防大学校だより



上級幹部科(第72期)

上級幹部科第72期は、課長・署長職を中心とした40名に対し、消防の上級幹部としての資質を向上させるという目的で、平成21年1月13日から1月29日まで実施されました。

限られた教育日数の中で総務省消防庁(東京都千代田区霞が関)に出向し、幸田雅治国民保護・防災部長、石井信義審議官の消防・防災行政の重点施策についての講話を聴講し現在の消防を取り巻く諸課題への理解を深めました。また、「消防・防災危機管理センター」を見学することで消防庁のオペレーション機能を理解し「国」と「被災地」の距離を縮めることができました。

消防管理科目では、従来の人間関係論、惨事ストレス対策、公務災害防止策などのほか、今期から新たに導入された教育技法、危機管理広報(クライシスコミュニケーション)についての知識を習得しました。特に危機管理



指揮シミュレーション訓練

広報では、不祥事が発生した際のマスコミ対応について積極的に意見を交換するとともに模擬記者会見を行うなど忘れ難い貴重な体験となりました。

一方、消防運用科目(訓練)では、状況予測型図上訓練や指揮シミュレーションなど大規模災害発生時の管理者の対応について学びました。

そのほか、校外研修では東京消防庁第八消防方面本部消防救助機動部隊(通称:ハイパーレスキュー)の最新鋭の特殊装備と、装備部航空隊の24時間体制で活躍する「空飛ぶ消防隊」をそれぞれ視察しました。

今後、上級幹部科第72期40名が、寮生活で寝食を共にした多くの仲間とのネットワークを大切に、消防大学校で学んだ幅広い知識と磨きをかけた判断力を生かし、それぞれの消防本部のトップとしてあらゆる場面で活躍されることを期待します。



昼休みに班ごとに実施された生嶋文昭校長との意見交換

危険物科(第3期)

危険物科第3期は、全国19都府県28名に対し新春の1月7日から2月6日の21日間148時間の教育期間で実施されました。

本科では、危険物業務の規制リーダーを指導、育成するために必要な知識及び技術の修得を目的としています。講義では、総務省消防庁の石井信義審議官、鳴田謙二

危険物保安室長から最近の危険物行政の動向、法令改正の主旨、危険物の変遷等を、東京消防庁査察課から違反処理対策の要領並びに是正指導方法の手法を学びました。また、危険物の教育者としての話し方技法や危険物事業所への安全指導等の教育的な技法についても学びました。



消防大学校だより

課題研究では、共通の研究課題を持つ学生が同じ班(同部屋)となり、日夜討議を重ね、危険物行政における現状の問題点を把握・分析して解決策を見いだすなど熱心に取り組みました。

教育を終えた学生からは、「課題研究を進めていく中で、それぞれの問題点の把握、解決策の検討を行えたことは、今後の業務に大いに生かせると実感した。」「教育技法では、発表者の姿勢・態度の重要性を認識し地元に戻ってから実行してみようと感じた。」「腐食・防食の実



教育技法の講義



腐食・防食実験

験では、今まで分かりにくかった土中での腐食の現象が理解できた。」などの意見が寄せられました。

また、不二寮の生活では各学生が地元の名産品を持ち寄るなど積極的に交流を行い、危険物行政に携わる者同士としての絆を深めました。

今後は、大学校で得た知識、技術の実践をいち早く現場で発揮し、危険物事故防止に役立て地域の安心と安全のために貢献されるよう期待しています。

消防大学校成績優秀者(学生番号順)

科名(期)	氏名	所属消防本部(都道府県)
幹部科(第14期) 1月7日～2月24日 71名	富岡 守 飯田 俊一 栗林 彰 荒井 健吾 木山 文也 安富 進 和田 博久	秋田市消防本部(秋田県) 児玉郡市広域消防本部(埼玉県) 長岡市消防本部(新潟県) 富山県消防学校(富山県) 鳥取県西部広域行政管理組合消防局(鳥取県) 大川広域消防本部(香川県) 八幡浜地区施設事務組合消防本部(愛媛県)
予防科(第85期) 1月8日～3月4日 50名	藤田 茂樹 石川 崇 柳内 宏之 服部 剛士 永吉 博	弘前地区消防事務組合消防本部(青森県) 栃木県消防学校(栃木県) 東京消防庁(東京都) 中濃消防組合消防本部(岐阜県) 佐世保市消防局(長崎県)
危険物科(第3期) 1月7日～2月6日 28名	入江 透 弓削文豊子 岡田 光弘	石橋地区消防組合消防本部(栃木県) 東京消防庁(東京都) 衣浦東部広域連合消防局(愛知県)

■ 熱分析を用いた危険性評価方法と研究例について

1. はじめに

科学技術の発達および社会環境の変化によって、膨大な数の化学物質が市場に出回ることにより、火災の危険性が増し、現実には火災が発生しています。また、技術的、経済的な理由で廃棄処理が困難なために大量に屋内外に放置された化学物質等による火災が日本各地で発生し、社会的問題となっています。その火災原因は危険物の暴走反応及び発火、堆積物内部での蓄熱発火によるものなど様々です。このような化学物質等の安全な取扱いや原因究明のために危険性評価方法は重要であり、その一つとしての熱分析は有効な方法です。ここでは高度な熱分析装置と測定技術を用いて化学物質の火災危険性を評価する方法の概要と実際の危険性評価に適用とした例を紹介いたします。

2. 各種熱分析装置と特性

消防研究センター危険性物質研究室(以下「当研究室」という。)では、種々の熱分析装置を組み合わせて用い、適正な危険性評価方法を研究し、化学物質等に対して適用しています。これまでの研究対象としてはヒドロキシルアミン(NH₂OH)、硝酸アンモニウム(NH₄NO₃)、合成色素及び発泡剤のような高エネルギー物質などがあります。また、木材チップ、RDF等の再生資源燃料、リチウム電池及びリサイクル金属についても研究を実施してきました。

2-1 示差熱分析(DTA)及び示差走査熱量計(DSC)

DTA及びDSCは、物質の危険性評価のスクリーニング試験としてよく使われています。両者は消防法で第5類の自己反応性物質の危険性評価方法としても用いられています。DSCはDTAよりも感度が高く、DTAと異なり熱量(発熱、吸熱)を測定することができます。示差熱天秤(TG-DTA)は、温度変化と同時に重量変化を測定することで、含水分の蒸発や分解等の情報を得る装置です。

2-2 双子型熱量計(C80)

C80は、比較的広く用いられている熱量計です。反応性物質や再生資源燃料の発熱に関する危険性評価に適用します。DSCがmg(ミリグラム)単位の試料量を用いるのに対し、g(グラム)単位の試料の熱量の測定が可能な高感度の熱流束型熱量計です。発熱速度等の危険性が指数関数的に増大する場合を考えると、試料を増やして測定することは適正な危険性評価の点で有利です。

2-3 等温型高感度熱量計(TAMⅢ)

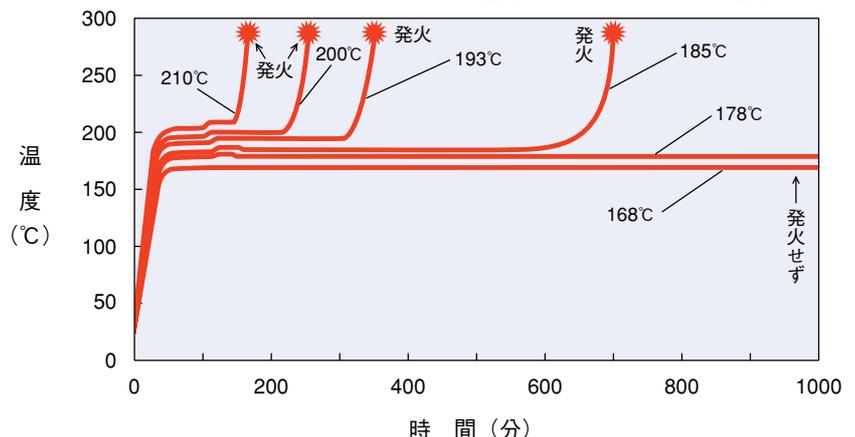
TAMⅢは、微少発熱による蓄熱発火の危険性を調べることができます。熱安定性が非常に良く、装置が熱的に安定するまでの時間も短くて済みます。木材チップを含む再生資源燃料を対象として、常温付近からの蓄熱発火危険性について研究を行っています。その結果、木材チップの場合、TAMⅢを含めた熱分析結果から、50℃~60℃付近から雑菌によって発酵に起因する発熱と発火までの温度上昇が起こることが分かりました。その他、金属粉による発熱と湿度との関係について研究を行っています。

2-4 自然発火温度測定装置(SIT)

SITは断熱状態(熱損失が無い状態)で化学物質の自然発熱現象を調べる装置です。熱損失が大きい状態での化学物質の危険性評価では、暴走反応・蓄熱発火の開始温度が高くなり、反応の激しさも小さくなるため、危険性を過小評価してしまいますので、断熱状態での測定は

図1 SITによる肉骨粉の自然発火温度の測定結果

※図中の温度は、試料雰囲気の設定温度を示す。



とても重要です。空気（または、酸素、窒素及びこれらの混合気体）を一定の流量で流して測定を行うことができます。そのため、酸素を必要としない自己反応性物質の反応危険性評価のほかに、油脂類等の酸化発熱の危険性評価にも使用します。図1は肉骨粉の自然発火温度を測定した例です。肉骨粉は平成13年ごろの狂牛病問題の時、大量に貯蔵され火災を引き起こしました。図1から、肉骨粉を大量に貯蔵した（熱損失が小さい）場合、酸化熱の蓄積により185℃以上で自然発火することが分かります。その他、SITを使用して再生資源燃料や油脂類の蓄熱発火危険性を評価する研究も行っています。

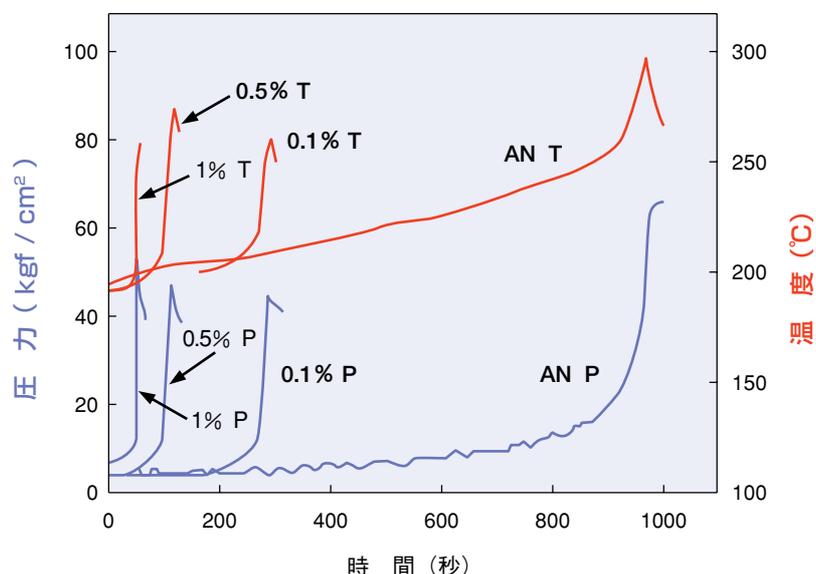
2-5 断熱型熱量計(ARC)及び圧力追従式断熱型熱量計(APTAC)

ARC及びAPTACは、断熱状態における化学物質の発熱挙動及び分解の激しさを調べることができます。ARCの測定可能な試料量は数g程度ですがAPTACでは数十g程度が測定可能です。APTACは反応容器内の圧力に容器外の圧力を追従させることで、金属の試料容器の他に触媒作用がないガラスの試料容器を用いた測定も可能です。APTACはヒドロキシルアミンや発泡剤の危険性評価に用いられました。

2-6 改良型压力容器試験(MCPVT)

MCPVTは当研究室で開発された危険性評価方法で、压力容器を昇温して試料温度及び压力容器内の圧力を測定する方法です。MCPVTは平成13年9月にフランスで起きた硝酸アンモニウムの爆発事故に関連して、硝酸アンモニウムに微量の不純物(塩化カルシウム)を加えた影響について調べるために使用されました。過去にも硝酸アンモニウムは大きな爆発事故を起こした物質として知られています。図2はMCPVTを用いて硝酸アンモニウム及びその塩化カルシウム混合物を昇温した結果です。不純物のない硝酸アンモニウムを压力容器内で2.5℃/分で昇温した場合、約250℃で急激な発熱を開始しましたが、不純物がある場合は、約225℃(1%Tの場合)で急激な発熱を開始しました。このことから、不純物の存在下で、硝酸アンモニウムの発熱開始温度(急激な発熱を開始する温度)は大きく低下することが明らかになりました。MCPVTはリチウム電池等の成型品の危険

図2 MCPVTによる硝酸アンモニウム/塩化カルシウムの測定結果



図中のPは圧力(左軸)を、Tは温度(右軸)を示します。また、ANは純粋な硝酸アンモニウムの場合、%は硝酸アンモニウムに重量%で不純物(塩化カルシウム)を混合した場合を示します。

性を評価する研究にも使用されています。

2-7 小型反応熱量計(Super CRC)

熱応答性が良いため、混合直後の反応熱を捉えることが可能なことから、混合危険性を評価するためのデータを取得できます。化学物質の混合危険の他、再生資源燃料やリサイクル金属等の水との混合危険性と評価方法について研究を行っています。

2-8 暴走反応熱量計(ARSSST)

暴走反応の激しさについて温度と圧力を用いた評価方法を研究しています。熱分解の危険性に加えて混合危険の中で比較的激しい反応を対象としています。

3. おわりに

前記のように熱分析の種類は多岐にわたり、専門性が高いものがあるため、使用する装置の特性を熟知した上で危険性評価を行う必要があります。当研究室では各種熱分析装置を用いて適正に化学物質等の危険性を評価する手法を研究しています。また、今後も充実した熱分析装置を使用して、化学工場及び廃棄物施設等の火災・爆発事故の原因究明や新たに社会的問題となる化学物質等の危険性評価の要請に応じていきたいと考えていますので、これらの装置使用希望の消防本部の方は危険性物質研究室〔電話：0422(44)8392〕まで連絡願います。

住民に対する応急手当の普及啓発

救急企画室

○応急手当の必要性

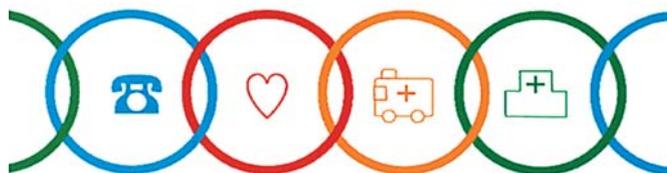
119番通報を受けてから救急車が現場に到着するまでの全国平均時間は、平成19年中では約7分を要しています。この時間は、救急出場件数の増加とともに年々遅延する傾向にあります。

もし、大切な人が急に目の前で倒れ、この7分間に何もしていないでいたら…。

救えるはずの命を救うためには、空白の7分間を作らずに勇気をもって救急現場に居合わせた人（「バイスタンダー」といいます。）が応急手当を実施することが重要です。

そして、早い119番通報、早い応急手当、救急隊による早い救命処置、医療機関での早い救急医療というような救命の連鎖によって、命を救える可能性が高くなるのです。

救命のリレー



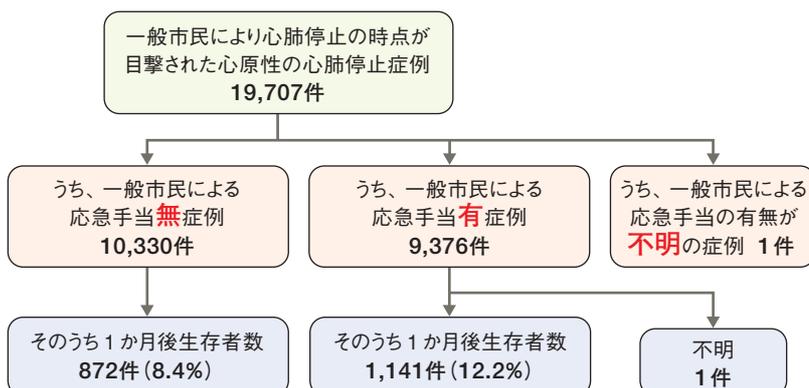
119番通報 → 応急手当 → 高度な救急処置 → 高度な救命医療

バイスタンダーの役割

○応急手当の救命効果

平成19年中における全国の救急隊が搬送した一般市民により心肺機能停止の時点が目撃された心原性の心肺機能停止症例について、救急隊の到着時に一般市民により応急手当が実施された場合の生存者数の割合（12.2%）と実施されていない場合の生存者数の割合（8.4%）を比べると、応急手当が実施された場合の方が、約3.8ポイント（約1.5倍）救命効果が高くなっています。

応急手当の救命効果（平成19年中）



○いざという時のために応急手当講習を受講しましょう

消防機関が開催している住民に対する応急手当講習会は、次の2種類があります。

■普通救命講習（3時間）

心肺蘇生法（成人）、大出血時の止血法、対象者によっては、小児、乳児、新生児に対する心肺蘇生法を加える。

■上級救命講習（8時間）

心肺蘇生法（成人、小児、乳児、新生児）、大出血時の止血法、傷病者管理法、外傷の手当、搬送法。

平成19年中に全国の消防機関による普通救命講習は7万5,378回開催され、149万9,485名が受講、上級救命講習は3,675回開催され、7万2,843名が受講し、合計で受講者数は150万人を突破しました。



応急手当講習会の様子

（写真提供：さいたま市消防局）

これらの講習は、心肺蘇生法や大出血時の止血法、AED（自動体外式除細動器）の正しい理解と使い方等についての実技を主体とした構成となっており、応急手当に関する正しい知識と技術を身につけることを目標としています。

この応急手当講習は、近くの消防署で受講することができます。講習開催日は、消防本部（署）によって様々ですので、受講を希望される方は、近くの消防本部（署）に直接お問い合わせ下さい。

いざという時に備えて応急手当講習を受講しましょう。

風水害に対する備え

防災課

台風、集中豪雨等の風水害は、毎年のように我が国の広い地域で大きな被害をもたらしています。また、最近では局所的な突風を伴う竜巻による被害も発生しています。

昨年は、7月末から9月初めにかけて、全国各地で局所的な集中豪雨が観測され、特に8月下旬に発生した「平成20年8月末豪雨」では、愛知県を中心に東海、関東、中国及び東北地方で大規模な水害が発生し、多くの被害をもたらされました。また、市街地における透水性の低下や保水力の低下などにより、中小河川の突然の出水による水難事故も発生しています。日ごろからその対策を準備しておくことが大切です。

集中豪雨とは

時間的・空間的に集中して降る大雨のことを「集中豪雨」といいます。集中豪雨は、活発な積乱雲によってもたらされ、主に日本付近に前線が停滞している時（梅雨期の終わり頃）や台風が日本列島に接近しているか上陸した時、大気的不安定な状態が続き、次々と雷雲が発生している時などに発生します。

竜巻とは

竜巻とは、積乱雲や積雲に伴って発生する強い上昇気流をもった激しい渦巻きです。

雲の底からたれ下がるように、漏斗状や柱状の雲（漏斗雲）ができ、海面や地面から巻き上げた水滴やちりや砂などが尾のように立ち上がり、これらが繋がって、漏斗状の雲の軸がまっすぐ、または曲がりくねった形で見えます。

竜巻の中心付近は周りよりも気圧が低く、そのため地表付

近では竜巻の中心に向かってらせん状に風が吹き、中心に近づくほど急速に風が強くなっていき、上昇気流となって周囲の空気や物を巻き込みながら移動していきます。

台風や発達した寒冷前線、寒気の流入など、局地的に大気の状態が非常に不安定な場合に多く発生しています。

～風水害に対する備え～

強い風や大雨等によってもたらされる災害には、洪水、土砂災害、高潮、高波及び突風などがあります。洪水は、主に大雨によって河川があふれ、堤防の決壊などにより水が沿岸地に流出し、被害を与えるものです。土砂災害は、大雨によって地盤が緩み、がけ崩れや地すべり、土石流などとなって現れます。高潮は、台風などによって海面が普段以上に大きく持ち上げられ、沿岸に押し寄せるものです。

こうした風水害による被害を最小限にとどめるため、家庭においては、あらかじめ窓や雨戸の補強をする、非常用品を揃えておく、避難場所を確認しておくほか、常に台風や大雨に関する情報を確認することなどが大切です。

また、大規模な災害時には、防災関係機関のみでは初動体制が不十分となる場合が想定されるので、地域の人々が「自分たちの地域は自分たちで守る」という意識に立ち、連帯感を持ちながら自主的な防災活動に取り組むことが重要です。

日ごろからの防災知識の普及啓発はもとより、災害に備えたより実践的な情報収集、伝達体制の確立、災害危険箇所の把握、避難体制の整備（災害時要援護者対策等）及び地域住民の参加のもとで実効性のある防災訓練を導入するなど、住民と防災関係機関が一体となって災害防止のための必要な措置をあらかじめ講じ、風水害に備えておくことが必要です。



平成20年7月28日の大雨による被害状況
(写真提供：金沢市消防局)



「平成20年8月末豪雨」による被害状況
(写真提供：愛知県防災航空隊)

津波による災害の防止

防災課

四方を海に囲まれた我が国においては、地震を原因とする津波が繰り返し発生し、そのたびに多くの尊い人命が失われてきました。平成5年に発生した北海道南西沖地震においては、地震発生後3分から5分というかつてない速さで津波に襲われ、死者・行方不明者が200人以上という大きな被害が出ました。

さて、津波による被害を防ぐためにはどうしたらよいでしょうか。答えはひとつ、それは「逃げる」ことです。それも「すばやく逃げる」ことです。では、すばやく逃げるためにはどうしたらよいでしょうか。

行政においては、津波避難対象地域、避難地、避難路をあらかじめ指定し周知・徹底するとともに、発災時の迅速かつ正確な津波情報の収集・伝達、避難勧告等の迅速な発令等の対応が求められます。しかし、これらは行政としていわば「当たり前」のことです。これだけでは津波の被害をなくすことは不可能であり、大切なのは、住民一人ひとりが津波防災意識を高くもち、行動することです。

消防庁においては、平成14年3月に「津波対策推進マニュアル検討報告書」を取りまとめ、地域ごと（自主防災組織単位、町内会単位等）の津波避難計画を作成するための具体的な手順を示すとともに、モデル地域を選定し、実際の計画作成事例を提示するなど、市町村及び住民が連携して地域ごとの津波避難計画を策定する取組を推進しています。これらの事業を通じて示した大きなポイントは、津波避難計画は、行政と住民（民間企業等を含む。以下同じ。）の協働により作成されるべきものであり、行政から与えられるものではなく、住民が参加し自ら考え、作成するべきものであるということです。

具体的には、都道府県レベルにおいては、広域的かつ統一的な考え方に基づいた津波被害予測（浸水予測図の作成）の実施等、市町村レベルにおいては、住民に対する津波浸水予想地域等の必要な情報・知識等の

提供や支援、住民においては、これら行政の支援のもとに具体的な避難目標地点や避難経路の検討等、といった役割が求められます。また、計画作成は、ゴールではなくスタートであり、繰り返しの訓練等による検証を通じ、不断に見直していくことが必要です。

消防庁では、平成18年11月と平成19年1月の千島列島を震源とする地震で津波警報等が発表され、避難指示等が発令された市町村を対象とした避難状況等の調査を行いました。その結果を踏まえ、地方公共団体に対し、避難の実効性を上げるため、適切な対応を要請したところです。

また、近い将来の発生が懸念されている「東南海・南海地震」や「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震」では、甚大な津波被害が予想されることから、国、地方公共団体において津波対策に係る取組を推進しているところです。

しかしながら、実際に避難行動をとるのは住民一人ひとりであり、「自分の命は自分で守る！」という自覚を持ち、大きな揺れや小さくとも長くゆっくりとした揺れを感じたら「行政やテレビなどの情報を待つことなく」すぐに安全な場所へ逃げるといった行動意識の徹底が必要なのです。

津波による災害の防止

地震が発生した時は「すばやく逃げる」ことです。

→「自分の命は自分で守る！」といった津波防災意識を高くもち住民一人ひとりが行動することが大切です。



揺れたら逃げる



警報を聞いたら逃げる

地域防災スクールの推進

防災課

1. 背景

我が国は、その自然的条件から、地震、台風、火山災害をはじめとする自然災害が発生しやすい環境にあります。

平成7年には阪神・淡路大震災、平成16年には新潟県中越地震、昨年も岩手・宮城内陸地震や相次ぐ水害など、全国各地で大規模な自然災害による被害が発生しています。

このような中、平成7年に甚大な人的・物的被害をもたらした阪神・淡路大震災においては、救助を必要とした人の約8割が家族や近隣住民などに救助されたともいわれています。

このように自然災害が多い日本ですから、地震をはじめとする災害による被害を軽減するため、自助・共助の精神に基づき、地域の防災力を向上させることが重要です。

2. 地域防災スクールとは

地域の防災力の向上のためには、児童、生徒に対し、その発達段階に応じた体系的な防災教育を推進していくことにより、防火防災や消防について学ぶ機会を拡充し、体系的に学習できる体制を整備していくことが重要です。また、地域住民に対しても、防火防災や消防に対する理解促進について体系的に学ぶ機会を確保していくことが重要です。

各自治体において、消防職団員をはじめ、防災担当職員、有識者等を指導者として、児童、生徒や地域住民に対し、防災知識等の講義とともに、初期消火、応急手当等の実技など、防災に関する教育・訓練を体系的に行う取組を「地域防災スクール」として推進していくこととしています。

3. 地域防災スクールの支援

消防庁では、自治体における地域防災スクールの取組に対して、次のような支援を行うこととしています。

(1) 地域防災スクール支援教材の作成・配布

平成21年度においては、地域防災スクール支援のための教材（①災害の概要、②消防防災の体制、③実技、④指導者用の指導、実技のポイントなどの内容を想定）を作成・配布する予定（今年度秋頃配布予定）としています。

(2) 各種防災教材・資料

これまで、防災教育用として様々な教材等を作成し、消防庁のホームページで公開（<http://www.fdma.go.jp/general/life/index.html>）しており、地域防災スクールの推進にあたって、参考となるものと考えています。

(3) 地域防災スクールモデル事業

平成21年度から地域防災スクールモデル事業を実施し、全国から地域防災スクールの積極的な実施を希望する市（区）町村をモデル団体として公募・選定し、財団法人自治総合センターのコミュニティ助成事業を活用することにより、地域防災スクールの全国展開を図っていくこととしています。

このように、各自治体と消防とが連携して「地域防災スクール」を積極的に推進していきます。皆様のご協力をよろしくお願いいたします。



消防職員による防災講習の様子

(写真提供：神戸市消防局)

大規模地震等に対応した自衛消防力の確保

予防課

切迫性が指摘されている東海地震、東南海・南海地震や首都直下地震の発生に備えるため、大規模地震に対応した自衛消防力の確保を図ることを目的とした消防法の改正が平成19年6月に行われ、平成21年6月1日から施行されます。この消防法改正により、多数の者が利用する大規模・高層の建築物等については、①防災管理者の選任、②防災管理に係る消防計画の作成、③自衛消防組織の設置及び④防災管理点検報告の実施が義務付けられます。

○対象となる防火対象物

防災管理者の選任、自衛消防組織の設置等が義務付けられる防火対象物は、大規模・高層の建築物等のうち共同住宅、格納庫、倉庫等を除く消防法施行令別表第一に掲げる用途で、延べ面積、階数により想定されています(下図参照)。

○防災管理者の選任

対象となる防火対象物の管理権原者は、防災管理者を講習修了者など一定の資格を有する者の中から選任し、消防機関へ届け出るとともに、防災管理者に大規模地震等に対応した消防計画の作成と、その消防計画に基づく防災管理上必要な業務を実施させることとなります。

○防災管理に係る消防計画の作成

現在の防火管理に係る消防計画に加え、地震等の災害に対応した消防計画を作成し消防機関へ届け出なければなりません。この消防計画には、大規模地震発生時の被害を想定し、その想定に基づいた被害軽減措置や応急措置、救出救護や避難誘導等を行うことを盛り込む必要があります。また、被害の想定や必要な対応行動が十分かどうか、それに応じた体制が備えられているか、などについて、訓

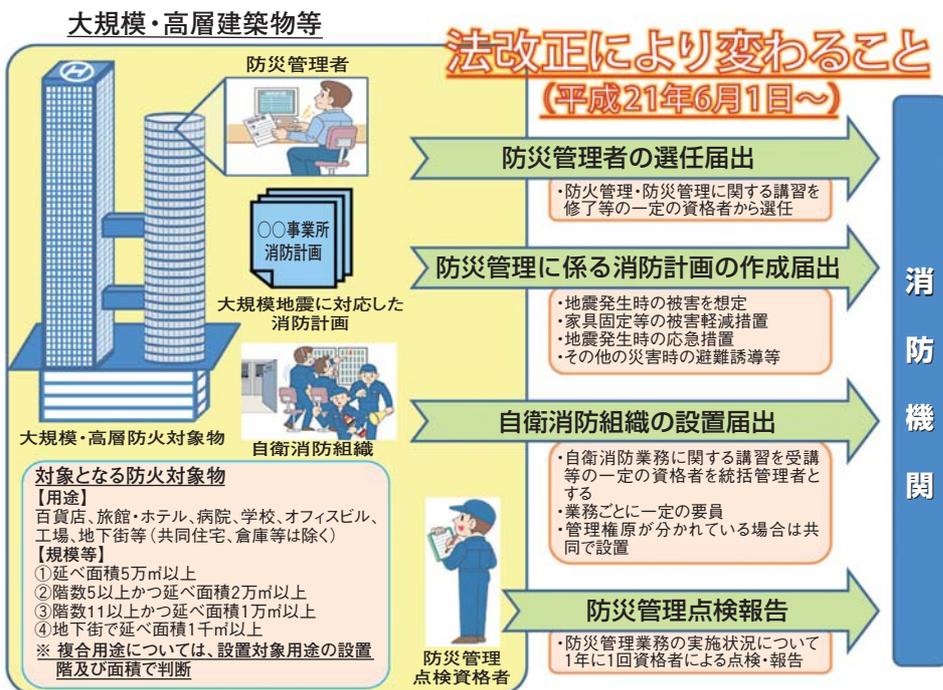
練を通じて定期的に見直し、改善していく仕組みについても盛り込むこととされています。

○自衛消防組織の設置

火災や地震災害等の被害を最小限にとどめるため、防火対象物の従業員等により構成される自衛消防組織の設置が義務付けられます。この自衛消防組織は、初期消火や消防機関への通報、在館者の避難誘導、救出救護等を迅速かつ的確に行うための人的組織で、この自衛消防組織の統括管理者(自衛消防隊長)等については、自衛消防業務に関する講習を修了するなど、一定の資格が必要になります。

○防災管理点検

対象となる防火対象物については、防災管理点検資格者により、防災管理上の必要な業務等について点検を実施し、消防機関に報告することとされています。また、防火対象物点検報告制度と同様に過去3年以内の点検結果が優良であると消防機関に認められた場合には、点検及び報告が3年間免除されることになり、優良認定証を表示することができます。



消防研究センターの一般公開

消防大学校消防研究センター

消防大学校消防研究センターでは、平成21年度科学技術週間(4月13日(月)から19日(日))における行事の一環として、下記のとおり一般公開を行います。

1. 概要

消防研究センターにおいて行っている消防防災の科学技術に関する基礎から応用までの幅広い研究、開発の内容について、実験の実施、写真・パネルの展示、ビデオ放映等により紹介します。

また、研究施設を公開するとともに、消防大学校の教育訓練内容の展示を行います。

2. 日時

平成21年4月17日(金)10:00~16:00 (入場無料)

3. 場所

東京都調布市深大寺東町4丁目35番地3号

消防研究センター

〈一般公開同時開催機関〉

日本消防検定協会 本所

財団法人消防科学総合センター (同一敷地内です)

交通のご案内

Access



4. 主な公開予定項目

公開項目名	公開形態
消防研究センター紹介コーナー	実演
石油タンクの安全性向上 ー石油タンクのスロッシング被害	展示及び実演
刊行物等の展示	展示
消防防災科学技術研究推進制度の成果に関する展示	展示
地震等大規模災害時応急対応支援システム	展示
原因調査室の業務	展示
がけ崩れ現場の二次的崩壊の監視システム	展示
バイオディーゼルの燃焼危険性	実演
消防大学校での教育訓練	展示
火災時に発生する旋風	実演
消防防災ロボットに関する研究開発	展示及び実演
サーマルマネキンによる消防隊員用防火服の耐炎性能試験	実演
泡消火戦術の高度化をめざして	実演
可燃性液体の火災の消火の実演	実演

5. 交通アクセス

- ・ JR中央線・井の頭線吉祥寺駅南口バス停6番乗り場から、深大寺、調布駅北口、または野ヶ谷行き、消防大学前下車。所要時間20分
- ・ JR中央線三鷹駅南口バス停8番乗り場から野ヶ谷行き、消防大学前下車。所要時間20分
- ・ 京王線調布駅北口バス停14番乗り場から、杏林大学病院行き、または杏林大学病院前行き、中原三丁目下車、徒歩3分。所要時間25分
- ・ 京王線調布駅北口バス停13番乗り場から、吉祥寺駅行き、消防大学前下車。所要時間18分

6. 問い合わせ先

消防研究センター研究企画部

電話: 0422(44)8331 (代表)

URL: <http://www.fri.go.jp/>

平成21年度危険物安全週間推進標語の決定

危険物保安室

平成21年度危険物安全週間推進標語(最優秀作)

『安全は 意識と知識と 心掛け』

(埼玉県和光市 中川 浩さん)

消防庁では、危険物を貯蔵し取り扱う関係事業所を始め、広く国民に危険物の保安の確保を呼びかけるため、毎年6月の第2週を「危険物安全週間」(平成21年度は6月7日(日)から6月13日(土)までの7日間)とし、危険物の保安に対する意識の高揚及び啓発を全国的に推進しています。

この週間に活用する、危険物災害の防止と危険物の貯蔵・取扱い等の安全を呼びかけることを目的とした平成21年度危険物安全週間推進標語を全国に募集したところ、5,500点にのぼる応募があり、「安全は 意識と知識と 心掛け」が平成21年度危険物安全週間推進標語に決定しました。

この標語は、卓球選手の福原愛さんがモデルとなる危険物安全週間を推進するポスターに活用するなど、様々な方法で周知を図り、危険物の保安に対する意識の高揚と啓発を推進していきます。

なおポスターには、「危険物災害をなくそう」というサブタイトルを付すこととしています。

過去5年間の危険物安全週間推進標語

- 平成20年度 安全へ確かなスマッシュ保守点検
- 平成19年度 危険物目指せ無事故のMVP
- 平成18年度 自主点検 欠かさぬあなたに グランプリ
- 平成17年度 危険物 かさねる無事故の 金メダル
- 平成16年度 危険物 ゆるむ心の 帯しめて

2月の主な通知

発番号	日付	あて先	発信者	標 題
消防危第19号	平成21年 2月 5日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁危険物保安室長	移動タンク貯蔵所等に対する立入検査結果について
消防総第52号	平成21年 2月 6日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁総務課長	平成21年度消防庁広報テーマについて
消防技第 4号	平成21年 2月10日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁消防技術政策室長	平成19年中の製品火災に関する調査結果について
消防危第29号	平成21年 2月25日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁危険物保安室長	揮発油等の品質の確保等に関する法律の改正に伴う協力依頼について
消防危第30号	平成21年 2月26日	各都道府県消防防災主管部長	消防庁危険物保安室長	都市ガス・液化石油ガス及び毒劇物等による事故状況調査について
消防特第37号	平成21年 2月27日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁特殊災害室長	林野火災に対する警戒の強化について
消防危第34号	平成21年 2月27日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁危険物保安室長	「製造所等の定期点検に関する指導指針の整備について」の一部改正について

広報テーマ

4 月		5 月	
①防火対象物の防火安全対策の徹底 ②消防団活動への理解と協力の呼びかけ ③林野火災の防止	予防課 防災課 特殊災害室	①住民に対する応急手当の普及啓発 ②風水害への備え ③津波による災害の防止 ④地域防災スクールの推進 ⑤大規模地震等に対応した自衛消防力の確保	救急企画室 防災課 防災課 防災課 予防課